

# リ・ド・ジュスティス Lit de Justice について

今 村 真 介

## 1. リ・ド・ジュスティスとは何か

リ・ド・ジュスティス Lit de Justice とは、フランス王がおもに高等法院において主宰する特別な会合のことである。その会合の目的は多くの場合、王が法院に対して法令を強制的に登録させることであるが、その他に特別に重要な国家的案件に関する審議や重大な事件の裁判、王の即位宣言や摂政宣言、王の成人宣言などを目的として開催されることもあった<sup>1)</sup>。

リ・ド・ジュスティス Lit de Justice の「起源」とその来歴については、サラ・ハンリーの詳細な研究が参考になる。ハンリーによれば、lit de justice という言葉が初めて文書記録に登場するのは、1388 年から 1313 年にかけて、パリ高等法院の 3 人の廷吏によって作成された支出報告の中である。これらの支出報告に現れる lit de justice という表現は明らかに、高等法院のパルケ parquet — 柵によって仕切られた、会合が催される場所のこと — 内部における王の「座」を意味していた。つまり、王が高等法院を表敬訪問し、かつ、そこでの会合を主宰する際に、法院の大審部にしつらえられた、木組みの腰掛けと、それを覆っている天蓋や背もたれやクッション一式によって構成される玉座を意味するものだったのである。したがって、その当時は、特別な組織体を指示する概念としての Lit de Justice は存在せず（つまり、特段の制度として理解されるリ・ド・ジュスティスなる会合が存在するとは想像されておらず）、それゆえ、高等法院にて催される国王臨席の会合は基本的にすべて、高等法院に対する王の表敬訪問を兼ねた、裁判や法令登録を行う通常の「親臨法廷」Séance Royale として理解されていたという。ハンリーはこのように、lit de justice という言葉が、パリ高等法院の廷吏および、彼らと頻繁に連絡を取り合っていた法院の書記官らによって初めて文書記録のなかに「公式用語」として導入され

たと考えている。そしてこの言葉が、1413年に作成されたパリ高等法院の書記官の手になる法院の文書記録と廷吏による同年の支出報告書のなかで、「玉座」という物質的なものを意味する言葉としてだけでなく、しばしば「会合」そのものをも意味するものとしても使用されたことが、lit de justice という言葉の意味的变化をもたらす画期であったとしている<sup>②</sup>。

ハンリーによれば、王が臨席する他の会合とはっきり区別される特別な会合としてのリ・ド・ジュスティス Lit de Justice の最初のものは、フランソワ一世によって開催された1527年7月の会合である。そのように判断する根拠としてハンリーは、この会合について高等法院文書に記録した2人の書記官が、これを Lit de Justice と記載しており、単に王の「座」を意味・説明する言葉と明確に区別してその表現を用いていること、それ以降の Lit de Justice がすべて、国制や公法に関わる諸問題を、通常の親臨法廷の手続き（つまり、Seance Royale）から切り離して扱うことを目的にしていること、この会合における王の役割が、従来の親臨法廷における「筆頭裁判官」たる役割から、立法者ならびにフランスの国制の守護者としての役割へと変化していること、それらの会合の舞台装置や手続きの面で著しい変革が認められること、などを挙げている<sup>③</sup>。

さて、そのリ・ド・ジュスティス Lit de Justice であるが、現在の通説的な見解は、リ・ド・ジュスティスを三つのタイプに分類している。すなわち、王令の強制登録を行う「立法的リ・ド・ジュスティス」、裁判を行う「司法的リ・ド・ジュスティス」、そして王の即位宣言や成人宣言を行う「儀礼的リ・ド・ジュスティス」である。これらのうちで、数量的に最も多いのは「立法的リ・ド・ジュスティス」であり、このタイプが従来、典型的なリ・ド・ジュスティスとして語られてきたものである。しかしながら実際のリ・ド・ジュスティスは、これらの要素が混合したものであったと言ってもよい。たとえば、王の即位宣言と摂政宣言を行う「儀礼的リ・ド・ジュスティス」は、摂政体制の確立に関する王令の登録を決定し命ずるリ・ド・ジュスティス、すなわち「立法的リ・ド・ジュスティス」でもある。さらに、我々が資料として用いた資料記述から判断する限り、これら三つの範疇に収まりきらない性格を持つように思われる事例もある。後で詳しく検討するが、我々は当面、このようなタイプのリ・ド・ジュスティスを仮説的に「調停的リ・ド・ジュスティス」と呼んでおくことに

する。ここで我々が「調停的」呼ぶ現象は、王が貴族たちの利害対立を、物理的強制力を用いることなしに「収める」（「平和」をもたらす）ことを言う。そこではおそらく、王は「超越的な第三者の審級」の場を占める存在者と見なされているがゆえに、調停者たり得ているのであろう<sup>40</sup>。このような王の調停者的役割は、基本的にすべてのリ・ド・ジュスティスにおいて前提されていると思われる。

ところで、リ・ド・ジュスティスは典型的な「国家儀礼」と言われる。そうだとすると、我々が先に使用した「儀礼的リ・ド・ジュスティス」という表現は概念上の混乱をもたらす恐れがある。それゆえ我々は、リ・ド・ジュスティスには「立法的」、「司法的」、「儀式的」、「調停的」という四つの類型があるものと考えてみることを提案したい。ここでは、「儀式」を「儀礼」という包括的な範疇に含まれる個別的単位と見なす。ただし、以上の分類法はあくまでも、資料的に制約されている我々が現時点において想定する仮説的な見解に過ぎない。その妥当性については、我々は後に稿を改めて論じるだろう。

本稿では、数あるリ・ド・ジュスティスのなかでも特に、ルイー三世在位期間（1610～1643年）に開催されたり・ド・ジュスティスについて考察する。この期間に開催されたり・ド・ジュスティスは合計20回を数えるが、この数値は歴代のいずれの王の治世よりも多い。またその数は、他の王の治世において開催されたり・ド・ジュスティスの総計を上回る<sup>41</sup>。その理由としては、ルイー三世の在位がルイー四世の在位に次いで長期に及んだこともあろうが、何よりも、ルイ十三世の時代が長期にわたる内乱の時代のいわば「克服期間」に相当する王権の基盤強化の時代に他ならなかったためであろう。リ・ド・ジュスティスの開催が、王権国家の安定化の装置としての意義をそれなりに担っていたことを、これらの数値は物語っていると思われる。

## 2. リ・ド・ジュスティスの具体的内容およびその考察

ではこれから、リ・ド・ジュスティスの具体的なありようを資料記述に即して見ていきたい。リ・ド・ジュスティスに関しては既に、ハンリーのきわめて綿密な研究が存在する。ところで、我々はその仕事の単なる確認作業に満足するつもりはない。そもそも我々の問題関心は、国家や権力という現象を包括的

に考察することにあり、我々はリ・ド・ジュスティスの研究を、あくまでもそうした理論的考察の一環として位置づけている。したがって、我々としては、リ・ド・ジュスティスの歴史的事実についてはひとまず、『フランス儀典書』と『フランス古法集成』を用いて概略的に把握できればよいと考えている。そのためには、資料記述のなかからリ・ド・ジュスティスの事例を具体的に取り上げてみて、その記述を忠実に再現してみることが必要であろう。その際、我々がまず取り上げるのは、1632年8月12日にパリ高等法院にて開催されたり・ド・ジュスティスの事例である。『フランス儀典書』に記載されているその記述は二部に分かれており、どちらも同じリ・ド・ジュスティスに関する時事的記述であるが、第二部は「他の論説に収められている詳細」という表題がつけられており、そこでは第一部を補足するような記述がなされている<sup>6)</sup>。

#### <資料記述><sup>7)</sup>

1632年8月12日、その前日の朝に受け取られ、通常の形式に従って大審部の諸卿の一人によって各部へともたらされた王の封印状によれば、その封印状を通じて、前記主人（王のこと。筆者注。）は法院一同に対して、このような場合にいつも行われるように、この日に大審部に集合するように命じたとのことである。国家の善に関わる諸問題について、そこでリ・ド・ジュスティスを開催するためである。法院一同は六時から七時頃に、赤い法服と毛皮で裏打ちされたシャプロンを着用して集合した。……

会合は以下のごとくであった。王は、そのリ・ド・ジュスティス（この場合は玉座のこと。筆者注。）に着座する。その足下には、侍従長としてシュヴルーズ公がいた。上記侍従長の下には、第一段目にパリ奉行ルイ・セギエが着座した。親衛隊隊長のトレム殿が手に職杖を持ち、直立して上部に上った。その右手には、上座に血統親王のコンデ親王殿下とソワソン伯殿下、公爵にして同輩衆であるショーヌ元帥、シャティヨン元帥、サン・リュク元帥。その左手には、枢機卿リシュリユー公爵とラヴァレット枢機卿。フランス国璽尚書シャトヌフ殿は、王の足下にある単独椅子に着座している。（主要な参列者のおおまかな位置どりに関する記述が以下に続く。筆者注。）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

王が附近に到着したことを知って、部長評定官のペリエーヴル殿とポティエ殿、そして世俗評定官のアントワーヌ・ブシェ・ドワイヤンとウルサン・デュラン、聖職評定官のクロード・ルクレールとギー・ド・テリス等が、王を迎えるためにサント・シャペルに赴いた。その後まもなく、法院長、部長評定官のセギエ、それにル・バイユールが、王の命令に従ってのことがらしいが、法院をあとにした。ブリオン殿とプティエール殿も一緒に出発した。しかし、諸卿のうちの誰も、法院が部長評定官が不在のままになることを良しとしなかったので、上記部長評定官ル・バイユールは大審部を出る前に、自分の席に戻った。その後、法院にこう伝えられた。王が上記部長評定官殿たちを呼び寄せたのは、国璽尚書殿が大審部のパルケ内部に入場する際に、彼らがいつも大法官殿に対して、あるいは彼らが互いに対してそうしていたように起立することを望んでいることを彼らに伝えるためであった、と。それから、上記法院長と部長評定官セギエは戻ってきた。高等法院長がすぐ近くにいる諸卿に、この問題について今しがた起きたことを伝えた後で、国璽尚書が入ってきたが、彼が自らの席に着く際に、部長評定官たちは起立していた。その後間もなく、王族と枢機卿、そして上で名前をあげた貴族たちに補佐されながら、王が到着した。そしてリ・ド・ジュスティスについて、二言三言述べた後で、国璽尚書が上記主人のところへとぼっていった。次いで降りてきて演説し、それが終わると、部長評定官たちは立ち上がり、脱帽し、慣例通りおじぎをした。ただちに王は彼らを立たせた。そして、高等法院長は脱帽して王に言った、*Sire, &c.*と。

その後で、王は国璽尚書の口を通して扉を開けることを命じ、また、1632年8月2日にパリで与えられ、ルイと署名され、その下には王によって de Lomenie と記され、そして黄色い蠟の大印璽によって封印された国王宣言状の読み上げを行うよう命じた。「これらの宣言状に記載されている訴訟案件について、上記主人は、先月3月と1631年8月12日付の宣言書の内容を確認しながら、宣言したし、宣言する、&c.」それが終わると、扉が開かれた。王も国璽尚書も、通常の形式では、上記宣言書が読み上げられ始めた後に扉を開かせるということを恐らく覚えていなかったであろう。次いで、国璽尚書が王のもとへと上ってゆき、その命令を聴き、その意思を受け取った。ただちに、血統親王のコンデ親王殿下とスワソン伯、

そして枢機卿のリシュリュー卿とヴァレット卿が各自の意見を述べるために、王がその天蓋の下に着座しているそのリ・ド・ジュスティスへと共に近づいた。国璽尚書が部長評定官の意見を聴くために降りてきた後で、高等法院長は彼にこう言った、彼が採っている形式は異例のものである、と。また、従来の順序は、まず初めに王ただ一人の意思を受けに行き、次いで、血統親王や枢機卿の意見を聴きにふたたび上っていくまえに、部長評定官の意見を聴くために彼らの方へ降りて行くというものであった、と。国璽尚書は次のように反論した、王は自分が好むことを為すのだ、と。そして、高等法院長殿は、そのことについては他に何も反論しなかった。さもなければ、もはやそれについて言うべきものを持たなかった。そこから国璽尚書は再び戻って、上に名前を挙げた公爵と同輩衆の意見を聴いた。その後で彼はバルケ内部に降りてきて、そこで彼は国務評定官、訴願審理官、そして高等法院の評定官たちの意見を聴取した。次いで、彼は王におじぎをした。そして再び自分の場所に戻ると、こう宣言した。「そのリ・ド・ジュスティスに着座している王は、命令したし、また命令する、&c.」……

リ・ド・ジュスティスの式次第、つまり儀式の手順や舞台装置、儀式に参加する人々の位置関係や身振り・衣装の差異体系のありようは、各事例によって若干の異同はあるものの、本質的な点においていずれの場合でも同様であると言ってよい。それらについては既に、様々な論者によって語られてきたので、ここでは敢えて詳しく説明しない<sup>8)</sup>。それゆえ我々は、リ・ド・ジュスティス一般に共通する細かな儀礼的事実についてではなく、上で見た事例の記述が伝えている出来事の内容を考えてみることにしよう。

この場面では明らかに、国璽尚書の処遇をめぐる王権側と高等法院側との争いが展開されている。王は、自らの権威を代理する国璽尚書が、自らの到着を待機する間、高等法院を代理する高等法院長よりも下座に着座させられており、しかも、国璽尚書が大審部（リ・ド・ジュスティスが行われる高等法院の一室）に入室する際に、法院側が、部長評定官に対してすら行う「起立」を、国璽尚書に対しては示さなかったという事態を、王の権威への侵害行為と看做して立腹したのである。王は、この状況の変更を法院側に迫るために、王の送迎に通常は送りだされることのない法院長をも召喚して自らの権威を誇示し、自らの

怒りを伝えたのである。

法院側は、法院に所属していると見なし得ない国璽尚書（これとは対照的に、大法官が高等法院に所属する権利を持っていることを、法院は承認していた）に対して法院が「起立」のあいさつを行うことは、リ・ド・ジュスティスにおける従来の慣例（法院側は、それが王令に基づく行為であると説明している）を破ることであり、このような慣例の変更は、法院全体による慎重な審議を経ずに行うことはできないことを主張して、王の命令に抵抗するが、王は自らの王たる地位を強調して、自らの意思を法院側に押し付けることに一応成功する。

しばらくして、国璽尚書が入場してきた際に、法院一同は起立の状態であった。それについて法院長は、その起立の身振りが、国璽尚書の身分に対する敬意の表示ではなく、あくまでも王個人の権威に対する敬意の表示であることを強調した。それに対して国璽尚書は、その身振りが自らの身分に対する敬意として解釈すると主張して譲らなかった。

以上は立法的リ・ド・ジュスティスの事例であるので、儀礼的にせよ、王令登録に関する「意見聴取」が行われている。この意見聴取の手続きが前例のないものであったという点で、この事例は注目すべきである。国璽尚書が玉座に向かうと、それに続いて王族たちとリシュリュー枢機卿、ラ・ヴァレット枢機卿が玉座に赴いて、王とともに意見を述べたのである。これに対して、法院側は、自分たちの方が王族や枢機卿たちよりも優先して＝先に、意見を求められるのが通例であり、またそうあるべきであると主張した。しかしながら、ここで変更を受けた意見聴取の形式は、これ以降のルイ一三世在位期間において行われた全てのリ・ド・ジュスティスにおいて継承されることになるのである。

結局のところ、このリ・ド・ジュスティスの事例報告において焦点となっているのは、「席次」をめぐる問題であると言える。そして王はそれを儀礼的な実践を通じて解決しようとしたのである。

リ・ド・ジュスティスの事例をもう一つ取り上げてみることにしよう。次に検討するのは、1616年9月7日に、パリ高等法院にて開催されたり・ド・ジュスティスの事例である。これを、『フランス儀典書』に記載されている簡潔な報告に依拠しながら見てみよう。この事例は、『フランス儀典書』の記述を読む限り、立法的、司法的、儀式的リ・ド・ジュスティスのいかなる類型にも分

類し難いものである。また、『フランス古法集成』の中にも、このリ・ド・ジュスティスにおいて法令が登録されたことを示す記述は存在しない。すなわち、この事例は「調停的リ・ド・ジュスティス」である。

<資料記述><sup>10)</sup>

9月7日、私（儀典長ローズのこと。筆者注。）は、明日、王を迎える準備をするよう、王の側から法院側に対して命ずるために、高等法院に赴いた。しかし彼らは、私が剣を帯びて中に入ることを望まなかったので、私は私の表明内容を書記官のヴォアザンに伝えた。……。

翌日の10時頃に、王はルーヴル宮を出発すると、宮廷審問ベラングルーユ殿がその代理官たちと警察隊長たちおよび弓手たちの先頭を進んでゆく。殿は騎馬で、残りは徒歩である。宮廷貴族、それに続いて親王と装飾のない non parez の貴族たちが馬にのって続く。ラマルク伯がその代理官たちとスイス人衛兵たちと共にゆく。精霊騎士団騎士たちと、装飾した parez 宮廷貴族たちが入り乱れて進む。次いで王のらっぱ手たち、伝令たち。王、そしてその衛兵たちがその周りを徒歩で進む。この順序でサント・シャペルにやってきた王はブルボン宮、ラ・クロワ・デュ・ティロワール、ル・ボン・ノートルダムを經由して、サント・シャペルの階段に到着した。王太后は、より短い経路を通して、王と同時にそこに到着した。そしてその場で王のミサと音楽を聴いた。王が法院に到着する前に、国璽尚書殿は、大法官殿が、王が入場するしばらく前にいつもそうしていたように、自らの席に着こうとした。しかし、高等法院は彼に対して、王の到着まで、部長評定官の長椅子の、高等法院長殿よりも上座にある大法官殿の席次を認めることを望まなかったので、彼は到着するや否や、単独椅子に着席することを強いられた。ミサが終了する前に、二人の部長評定官と四人の評定官殿たちが、王を迎え、王をパルケへと先導するために、到着した。

この儀式においては、公爵と同輩衆の間で三つの論争があった。すなわち、エルブーフ殿とサン・ポール伯との間の席次をめぐる論争が、彼らのロレーヌとロングヴィルの城館の格付けをめぐる論争が生じた。陛下たちは、長年に渡って争われてきたその案件を調停することができなかったため、サン・ポール伯は陛下たちに対して、エルブーフ殿が儀式の場に居合わせ



ないように取り計らうよう請うた。

エルブーフ殿は、この儀式に、王弟殿下を除いて王族方はいないのを見て、また、自らの身分ゆえに他の諸公や諸同輩衆よりも席次が上であると考え、自らの順位に留まるために、侍従長の役目を務めることを拒否した。その順位は、王太后が彼に報いるべく、彼に承認したものであった。他の諸公・諸同輩衆は彼に譲ることを望まず。血統親王でない王族は、法院において席次を持たないと言った。陛下たちは、混乱を避けるために、エルブーフ殿がそこに在るべきでないことを告げた。

最後の論争は、カンダル伯がアリュヴァン公爵（領）の順位を獲得しようとして述べた言い分、つまり、アリュヴァン公爵位（領）が貴族授爵状によって彼に与えられ、また、それが寡婦産になったにもかかわらず、その席次は最初の授爵に従うことに王が同意したと主張したことに関するものであった。他の公爵たちは彼に反論し、結局、王は私に侍従長の役目を行うことを命じた。

王がリ・ド・ジュスティスの場に入ってこられた折に、枢機卿たちと教会同輩衆たちとの間で論争が生じたので、陛下たちは、枢機卿たちがそこに在るべきでないと告げた。……..

このリ・ド・ジュスティスの事例においても、席次をめぐる紛争が表面化している。高等法院は、国璽尚書が高等法院長よりも上位の席次にあることを承認しない。一見、些細なことのようにも思える席次問題だが、それは王権ヒエラルヒーの再生産の根幹に関わる重大事なのである。法院が国璽尚書に対して、部長評定官の長椅子における「上座」を認めないことを示す身振りは、王の威信の正統性を部分的に失墜させることを意味する。なぜなら、国璽尚書は、王にとってはリ・ド・ジュスティスにおけるその代理者として振舞っているからである。

このリ・ド・ジュスティスの事例では、他にも、貴族間に席次争いが四つ生じたことが、資料によって確認できる。一つはエルブーフ公爵とサン・ポール伯との間に生じた、所領の格付けの高低をめぐる論争である。

第二は、儀式の現場におけるエルブーフ公の席次をめぐる生じた、貴族たちの間の論争である。王と王太后がこの論争を調停し、裁定した結果、王と王

太后によって、エルブーフ公爵がパルケからの退出を命じられた。

第三の論争は、カンダル伯爵が、男子相続人のいないアリュヴァン公爵位（領）が自らに帰属することを主張して、他の公爵たちと争ったというものである。この論争についても王と王太后が介入して調停し、裁決した結果、「私」（この現場報告の筆者である儀典長ローズ）に侍従長の役目が押し付けられた。

四つ目の論争は、枢機卿と教会同輩衆との間の上席権をめぐる論争である。これも王と王太后による調停と裁定の結果、枢機卿の退出が命じられた。

このリ・ド・ジュスティスの記述において注目すべきは、これが王令に関する審議や登録、訴訟の審理、あるいは王の即位宣言や成人宣言について語っているのではないという点である。この事例を扱う資料（ゴドフロアの『フランス儀典書』）には、貴族同士の間の席次をめぐる論争を王と皇太后が「調停」したという記述が見い出されるだけである。もちろん、このリ・ド・ジュスティスにおいて王令に関する審議と王令登録が為されなかったと確言することはできないが、我々が現時点で言えることは、この儀典書の記述が一般に理解されているようなり・ド・ジュスティスとは微妙に異なる、特殊な性質について特に言及しているということである。この事例において、とりわけ興味深いのは、王の役割である。王は「調停者」として振る舞っているのである。そしてこの場合、「調停」は、全き異者間の紛争に平和をもたらすのではなく、規範的な内部者同士の間に、威信や役割の再分配をもたらすのである。

高等法院には、王に代わって裁判を行う権利が認められている。いわゆる「委任裁判権」である。しかしながら、王自身も依然として裁判権を保持しているのである。それが「留保裁判権」と呼ばれるものである。王の留保裁判権は、王権の中枢的行政機関である「国王顧問会議」において随時発動されており、その結果発せられた決定 *arret* は、一般の王令とは違って、最高諸法院への登録なしに発効するものであった。また、王は留保裁判権に基づいて、訴訟をある法院から別の法院の管轄へと移送したり、あるいはまた、法院の判決を破棄することもできた<sup>10</sup>。また、我々が先に検討した事例にも見られるように、王自らが高等法院に赴いて裁判を行うこともあった。つまるところ、王は「正義 *justice*」の唯一の源泉であり続けているのである。ところで、この唯一の「正義」の源泉たる王という観念は、どのように生じたのであろうか？ また、なぜ、王は実定的規則を超えた道徳原理あるいは倫理そのものの体现者として

現れるのか？あるいはまた、なぜ道德原理は人々の想念のなかで王の身体へと実体化され、しかも中心性として現れるのであろうか？

もとより我々は、そうした現象の「起源」を明らかにすることはできない。しかしながら、現象自体の性質は明白である。つまり、王がリ・ド・ジュスティスの現場においては、参列者の儀礼的振る舞いを通じて「超越的な第三者の審級」として析出されているということである。そして我々の知る限り、古来より、あらゆる君主権力は常に「最も倫理的な者」として、紛争を調停し、裁きをなす者として振る舞ってきたのである。ヨーロッパ中世においても、王ないし君主は例外なく、最終的に「裁き」（裁判というより「調停」の含みが強い）を下す者として、最も重きをなしていたのである。そこでは「至上権」のありようが、行政権や立法権の保持者としての性格よりもむしろ、「裁き」を行う権威の保持者としての側面が前面に出ていたと言われる所以である。あるいは、ヨーロッパ中世においては、王の行政権と立法権ならびに司法権の混淆が見られると説明されるのである。その特質は、絶対君主にも受け継がれている。もっとも、諸権力の混淆は、なにも君主において見られる現象ではなかった。例えば、絶対王政国家の高等法院においてもまた、立法権と司法権の混淆が見い出される。法院は、王令登録権（王令は、最高諸法院 — 高等法院もその一形態である — によって登録されることによって初めて、それら諸法院の管轄区域において効力を持ち得た）および王令の内容に関する建言権を所有しており、それらを背景に、頻繁に王の立法権限に介入していた。つまり、諸権限の重複現象は、あらゆる国家的制度全般にわたって存在していたと言えるのである。

こうした事情を考慮したとき、王権がなぜリ・ド・ジュスティスという儀礼を創出したかについての理由の一端が明らかになるであろう。その制度はまさに、諸権力が混淆する中にあって、王国の「至上権」の所在を明確にするものに他ならないからである。しかしながら、こうした説明では、リ・ド・ジュスティスの存在理由が未だ明らかにならないであろう。なぜなら、ただそれだけのことを人々に「説得」するためなら、王権はそうしたことを法的言説によって明確に規定し、かつ、人々の間にそのような言説を十分に流通させれば事足りるかもしれないからである。あるいはまた、王権が法令の強制登録を目指すにしても、法令登録に関する最終的な決定権が王に存在することが法的に規定され、法令登録に関する一定の手続きが法的に整備されれば、後はそれに則っ

て登録がなされればよいのであって、何も特段の儀礼的舞台においてそれを命ずる必要はなかろう。また、王権が裁判を執り行おうとする場合でも、その手続きが法的に明確化されていれば、王がその裁判の現場にわざわざ姿を現す必要性は認められないであろう。しかしながら、「王権」は法的言説の構成体をはるかに超えたものであり、また、そうであらざるを得ない。王権が実体的であるためには（つまり、現実的であるためには）、「至上権」が王のもとにあることを絶えず儀礼的に明示する努力を行わなければならない。そうしなければ、王権はある意味で無に等しい。つまり文字通り、観念でしかないからである。要するに、王権社会の複雑な現実が、法的言説によって十分に汲み尽くされることなどあり得ない。リ・ド・ジュスティスがあれほど「演劇的」な性格を備えている理由が、ここで明瞭になる。それは、倫理原理を体現する王という性格ないしは、実定的規則を超越する王の「聖なる」性格を、とりわけ視覚を通じて「劇的」に顕現させることで、そのありようを人々に「有無を言わず」刷り込む装置なのである。王の超越者の性格は、言葉によってではなく、その衣装の多彩な「豪華さ」や、その位置の比類なき「高さ」、他の座席とは完全に一線を画すその座席の構造上の「複雑さ」や装飾の「華麗さ」、その身体の前左右を取り巻く人々の「数の多さ」や身振りのいかめしさ、王の楽隊が演奏する「音」の「壮大さ」、人々が王に対して示す「服従」や「敬意」の身振り、それとは対照的に最も安楽な王の姿勢、等々によって作り出される。またそれは、儀礼に参列する人々の身体の所作を通じて、つまり視覚的反応や聴覚的反応や身体全体の動きとして感覚的に「生きられる」ことで、否定しようもない正統な事実として承認されるのである。またそこでは、王権ヒエラルヒーのありよう、つまり、臣下たちの身分と威信の段階的位置付けのありようも同時に、儀礼の高揚させる「雰囲気」とあいまって「劇的に」生きられる。かくて王権は、高等法院による抵抗を「麻痺」させ、真に有効にその抵抗を打ち破ることができるのである。ただし、このような儀礼は、その実践の回数があまりに少なければ、その正統化効果の永続性は期待できない。空間的にも時間的にも参列者の数も著しく限定された国家儀礼の現場において参列者たちに生きられた経験が、十分に多くの人々によって共同の歴史的記憶として語られ、構造化され、保持されて初めて、儀礼の「正統化効果」が生じるからである。それゆえ、王権はこのような儀礼を反復して実践するであろう。王権が、こうし

た国家儀礼の実践によってのみ、支えられていたり「創出」されたりするものではあり得ない（王権は、国家儀礼の歴史物語をその一部として包摂する「意味」の一大ネットワークによって支えられているのである）が、国家儀礼の反復の実践がその有効な「再生産装置」として機能していたことは確かであると思われる。

ところで、国家儀礼が国王側の一方的な意思を反映するだけの装置ではないことは、ここで繰り返すまでもないことである。リ・ド・ジュスティスに関して言えば、高等法院側は、国王側からリ・ド・ジュスティス開催に関する事前の連絡を受けて、周到な準備を行ったあげくに儀礼に臨むのであって、それはもちろん、国王側による「不意打ち」などではない。法院側も、自らの側の威信を示すべく、しかるべき衣装を整えると同時に、国王官吏らとともに、玉座その他の舞台装置を入念にしつらえるのである。リ・ド・ジュスティスがあくまでも王権の「再生産装置」と言われるゆえんである。また、王が高等法院でリ・ド・ジュスティスを開催するのは、その高等法院に一定の「名誉」を与えるためである（そのような言葉は、リ・ド・ジュスティス開始時における王自身のあいさつにおいても語られる）という前提が、それがたとえ建て前であっても、存在したということに、我々は留意しなければならない。つまり、リ・ド・ジュスティスは法院側にとっても、自らの存在を明確に国王側にアピールし、王権ヒエラルヒーにおける自らの一定の「威信」の段階を維持し、かつそれを国王その他の儀礼参列者全員に認めさせるための有効な手段であり得たという事実を無視してはならないのである。

このリ・ド・ジュスティスの事例に関する『儀典書』の記述において問題となっているのは、王令の登録や裁判や儀礼的即位宣言などではなく、貴族間の「上席権」や公爵領の帰属をめぐる紛争、一言で言えば「席次問題」であった。また、そこで語られているのは、国王およびその代理者である摂政による、貴族同士の争いの「調停」である。ところで、サラ・ハンリーは、セアンス・ロワイヤルとリ・ド・ジュスティスとの主たる相違点の一つが、前者においては王は第一の裁判官 *justicier* としてあるのに対して、後者においては王は立法者として、またフランスの「国制」の守護者として振る舞っているところにあると言う<sup>10</sup>。さらに、ハンリーは以下のように指摘する。「1610年から1643年までの33年間に、20回のリ・ド・ジュスティスが開催され、そのうち3回は地

方の高等法院において、そして17回はパリ高等法院において開かれた。そして、これらのいずれもが、そこで扱われた事柄が国制的なものや表敬的なもの、司法的なもの、あるいは立法的なものであるとを問わず、全て公式にリ・ド・ジュスティス *Lit de Justice* と呼ばれた。その結果、1527年から1597年にかけて観察されたり・ド・ジュスティスとセアンス・ロワイヤルとの国制上の区別が消えてしまった。」

この指摘は、セアンス・ロワイヤルがリ・ド・ジュスティスへと次第に一元化されて理解されるようになったということを示している。リ・ド・ジュスティスの出現は、十六世紀以降のフランスにおいて、*Etat* や *constituion* という言葉が次第に明確な意味合いを持つ概念として、つまり、政治的秩序の単位としての国家なるものや公法なるものを明確に表現する概念として、多くの論者たちによって使用され始める事実に対応していると考えられる。それゆえ、従来のセアンス・ロワイヤルが「国制」を強調するリ・ド・ジュスティスの概念へといわば引き付けられて理解されるようになったとしても不思議はない。しかしながら、リ・ド・ジュスティスが、一般にセアンス・ロワイヤルと称される会合のいわば発展形であることを考慮すれば、両者はもともと共通する性格を備えていたと言うこともできるだろう。なぜなら、リ・ド・ジュスティスにおいて王は、立法者や、ハンリーが指摘するような「国制 *Constitution* の守護者」として振る舞っているだけでなく、常に「裁きをなす者」*justicier* あるいは、実定法的秩序を超越する位置から和解をもたらす「調停者」*arbitre* としても振る舞っていたからである。それゆえ、ハンリーは我々が「調停的リ・ド・ジュスティス」と呼ぶものの特殊性を十分に考慮してはいないように思われる。その特殊性はある意味で、リ・ド・ジュスティスのなかに保持されている、王の最もアルカイックな性格の一側面であると言えるかもしれない。

中世においては王の「裁判機能」が優越していたが、広義の「近代」においては王の「立法機能」が優越するようになったとは、よく言われることである。しかしながら、実際のところはどうであったか？我々の見るところでは、王はいかなる状況のもとにあっても常に、立法、司法、行政の機能を一身に体現する存在とみなされると同時に、それらを超越する宇宙的原理としての「倫理」の体現者として振舞い続けていたのである。そうであるがゆえに、王は「正義の似姿」ないしは「法の似姿」と呼ばれ得たのであり、十七世紀に入れば、し

ばしば「神の似姿」とまで言われるようになったのである。そのような王のありよう、つまり超越的存在者ないしは「聖なるもの le sacre」としての王の性格が最も明らかになるのが、国家儀礼の現場においてであった。そして、リ・ド・ジュスティスもまた、そのような王の超越者の性格を明らかにする儀礼に他ならなかったのである。

- 
- (1) 石井三記『十八世紀フランスの国王・法・法院』上山安敏編『近代ヨーロッパ法社会史』（ミネルヴァ書房、一九八七年）参照。
  - (2) Hanley, *The Lit de Justice of the Kings of France, Constitutional Ideology in Legend, Ritual, and Discourse*, Princeton University Press, 1983. pp.14-27.
  - (3) Ibid., pp.51-72.
  - (4) 大沢真幸『身体の比較社会学Ⅰ・Ⅱ』（頸草書房、一九九七年）参照。
  - (5) Hanley, pp.282-283.
  - (6) Godefroy, *Le Ceremonial Francois*, Paris, pp.626-632.
  - (7) Ibid., pp.626-629.
  - (8) リ・ド・ジュスティスの式次第の詳細については、Hanley, *The Lit de Justice of the Kings of France* および石井三記『十八世紀フランスの国王・法・法院』を参照せよ。
  - (9) Hanley. P.291.
  - (10) Godefroy, pp.608-609.
  - (11) 安成英樹『フランス絶対王政とエリート官僚』（日本エディタースクール出版部、一九九八年）三三頁。
  - (12) Hanley, p.59.
  - (13) Ibid., pp.282-283.